

第2回石狩市手話基本条例推進懇話会における主な発言要旨

○聞こえない人の日常生活に関して

- ・ 聞こえない人が手話通訳者の同行なしに、歯医者に行った場合に、医師と患者のコミュニケーション方法について医師が色々合図する方法を考えてくれて、治療時のコミュニケーションへの状況理解がうまくいっている。このような理解があれば大変助かる。
- ・ 病院に受診した際に聞こえない人が不便を感じないように、小樽市で作成した保険証や受診券に貼るシールがある。石狩市でもこのようなものを作成して欲しい。

※参考 シールの文章

「手招きでお呼び下さい

筆談をお願いします

耳の不自由なものです」

- ・ 電話お願いカードというものもある。『警察』『火事です』『急病です』『緊急避難場所に』『〇〇に電話』とかカードに表記されていて使用するもの
- ・ ろう者自身が(コミュニケーションするための)カードを携帯するのではなく、聞こえない人がコミュニケーションを取り易いように、病院等の受付などに設置しておくのと便利である。しかし、病院等にカードを作成してもらって置くのは難しいと思うので、行政や団体が作成して配付していくことが必要ではないか
- ・ 病院などの事業所に(コミュニケーションするための)カードを設置しておくことは、障害者差別解消法の合理的配慮にあたるので、そのことを広めていくことが大切である。
- ・ 夜間の時間帯において、119番が必要な緊急時に、石狩市では障がいに関する相談センターへの携帯メール連絡を介して、手話通訳者に連絡してくれる仕組みがあって良い。
- ・ コミュニケーションカードなどは、携帯電話にそのようなカードを取り入れたものを日常生活用具として配付することはできないのだろうか。
- ・ 最近、電光掲示板による情報提供も増えてきていて、手話の認知度を高めるためにそのような広報媒体により、手話による情報提供を使うのも一つの方法ではないか。

○緊急場面における情報保障について

- ・ 石狩消防署は、消防職員が自主研修で手話を含めた現場対応を目指し、日々訓練をしているという話を聞いている。全国の消防でこのような取り組みをして欲しい。
- ・ 北海道で制定を検討している手話条例をきっかけとして、全道域の警察の人にろう者や手話への理解が広がってほしい。
- ・ 神奈川県警では、手話も外国語と同様に情報保障の必要性が認識されており、必要な場合には、すぐに手話通訳センターへ連絡を取る体制が取られているという話を研修会に

おける講演で聞いた。

○手話条例ができて思うこと

- ・ イベントの際は必ず手話通訳者がいるというのが夢である。夢というのは、現状としては、手話通訳者の数が少なくそこまでの対応は難しいと思う。
- ・ 手話サークルという団体の立場で常々団体の存在を活用して、町内会等地域における手話やろう者の理解につながるきっかけとなる活動はできないか考えている。

○次回の懇談テーマ

手話条例について、市民の声を聞きながら、条例を守っていくためにはどんな方法が良いのだろう